

まとめられ、愛宕氏の中國黨業史に關する考えの全貌を容易に手にすることができるのは、後學の者にとって大變に便利のよいことである。關連する分野の研究者にも多大の益をもたらすことであらう、唐宋代を中心とした中國黨業史に關する研究が一冊に編まれたことを心から喜びたい。

一九八七年六月 東京 三一書房
A5判 四七八頁 一二〇〇〇圓

中央大學人文科學研究所編

五・四運動史像の再檢討

森 時彦

本書は、中央大學人文科學研究所の研究チームとして登録されている五・四運動史研究會の報告論集である。實質は論文集であるが、編者は、個別論文のよせあつめにおわることをいさぎよしとせず「少しでもまとまりのある論文集」（四八五頁。以下、とくにこのとわらないかぎり本書の頁數）にするために共同討議をかさね、左記のように各論文が一章ずつを構成するように編集してある。

序論	五・四運動史像再檢討の視點	齊藤 道彦
第一章	五・四運動史像の史的檢討	笠原十九司
第二章	パリ講和會議と山東主權回收運動	笠原十九司
第三章	「五・四」北京學生運動斷面	齊藤 道彦
第四章	五四期上海の社會狀況と民衆	古厩 忠夫
第五章	五・四運動と國民黨勢力	末次 玲子
第六章	南北對立と連省自治運動	味岡 徹
第七章	第一次大戰期における中國「國民經濟」成長	高綱 博文
補論	『惲代英日記』讀書劄記	姫田 光義

ここ数年、日本における五四運動研究の進展には、眼をみはるものがある。京都では一九八二年から刊行のはじまった『五四運動の研究』（同朋舎）が、現在すでに第四函まで上梓され、近々最後の第五函三冊も刊行のはこびとなる豫定である。完結すれば、合計十七冊を数える叢書となる。

これと時を同じくして、東京でも本書のような五四運動を専門にあつかり論文集が出版されたことは、五四運動研究の一端につらなる者として欣快にたえない。

さて本書の主眼は、従来、五四運動を中國近代史の劃期として位置づけ、高い歴史評價をあたえてきた「通説」を「批判的に検討」し、「通説」が「歴史實態とは乖離した五・四運動史像」（四五頁）をかたちづかつてきたことを「實證」したのち、さらに「史實に迫る新たな五・四運動史像」（二三頁）を構築することにおかれていゝる。そこで、本書に對する批評をすすめるにあたつては、所收論文一々についてまづばんなく論評をくわえるという方針はとらず、本書の主眼である「通説」の再検討にもっともふかかくかわる部分（おもに序論から第三章まで）に的をしぼって、検討をくわえていくことにする。

筆者たち（おもに齊藤道彦、笠原十九司の兩氏。以下おなじ）の認識によれば、従来の「通説的な」五四運動論は、「實態解明よりも意義づけが先行しがち」（ix頁）であつた。中でも、毛澤東の新民主主義論にもとづく五四運動論は、抗日戦争中の政治的要請にこたえるためにみちびきだされたものであるがゆゑに、歴史實態とは乖離しており、歴史學的には一顧だにあたいたしない。にもかかわらず、のちの歴史家は、中國でも日本でもこの説を「金科玉條の如く

引用」（四二頁）してきたために、五四運動の實態からかけはなれた「通説」がびこることになつたといふのである。その結果、従来の五四運動論の多くは、『新民主主義革命史』という圖式の奴隸であつたといふ點で、ほとんど歴史學とは言いえない水準にとどまつていた」（二一〇頁）と指彈される。

つまり、従来の五四運動論は、ほとんどが新民主主義論という政治論の延長線上にあるものと斷定され、「通説」という名稱で一括されたりえ、おしなべて歴史學の名に値しないものと、全否定がなされてゐるのである。それは、實證主義的な歴史學の立場にたつ五四運動の研究という點では、本書がほとんど嚆矢であるとの自負のうらがえしでもあらう。實際、本書の前半においては、「實態」、「實像」、「史實に迫る」、「實像に接近する」等々のことばが、隨所にくりかえし用いられてゐる。五四運動の「實證的な」研究という點こそ、本書の看板といつてよいだらう。

もちろん、「實證」を看板にかかげたからといつて、實際に運用されてゐるとはかぎらないことは、いうまでもない。本書の「實證」の質を吟味することに注意をはらいながら、その「實證」からみちびきだされてきた「史實に迫る五・四運動史像」なるものの「實態」を検討するのが、本書の意圖にふさわしい書評の仕方であるように思われる。以下、大きく二點にわけて、問題の所在をさぐつていきたい。

第一の問題點は、「史實に迫る新たな五・四運動史像」では、「五・四運動を第一次大戦期の中國における山東主權回收運動史のピークの一つに位置づけ」（八五頁）、「山東主權回收」といふ當時の民族的課題から五四運動の性格を規定していく方法が採用されて

いることである。

筆者たちの主張では、新たな五四運動史像を構成するためには、従来の時期区分をご破算にして、新たな時期区分を設定する必要がある。そこでまず、一九一四年の日本の山東出兵から一九二二年のワシントン會議における山東主權の回收までを「第一次大戰期」とする。この期間は同時に、山東主權を日本から回收することが、中國のおもな民族的課題の一つとなっていたのだから、この間の運動を「山東主權回收運動」と總稱する。さらに山東主權回收運動史はいくつかの段階にわけられるが、「第一次大戰直後のパリ講和會議に對應して展開された山東主權回收運動」（八五頁）もその一段階である。この「パリ和會に對する山東主權回收運動」は、一九一八年十一月から一九一六年六月まで、八カ月ちかくつづいた運動で、筭原氏の見解では、一九一二年におこった「小幡事件」（日使恫喝事件）ともよばれる）と、それに對する中國の抗議運動をメルクマーとして、一九一三年三月をもって前半期と後半期に二分できる。そして五四運動とは、「パリ和會に對する山東主權回收運動」の後半期におけるピークにはかならないと定義されるのである。

このようにいままでとはことなる時期区分をほどこしたことによって、「從來、漠然と『五・四運動』と呼ばれてきたものの基本的骨格が明確に」（五頁）なつたと、齊藤氏はいふ。つまり、五四運動もしょせんは山東主權回收運動の一時期にすぎないのだから、たとえピークをなしているとしても、その性格は「全民族的な山東主權の回收運動」（二二頁）という全般的な性格から逸脱するものではないというわけである。

評者がここで問題にしたいのは、このような時期区分の當否では

ない。時期区分というフレームワークによって、五四運動の性格が「明確」になつたと思つてゐる筆者たちの「實證」のあり方にこそ、問題がある。

筆者たちのおこなつた時期区分によつて「明確に」なつたのは、五四運動の動機となる課題が山東主權の回收にあつたという一事にすぎない。筆者たちが批判してやまない、いわゆる「通説」にしても、パリ講和會議において山東主權の回收という中國民族的悲願が、日本をはじめとする帝國主義列強間の闇取引によつて葬りさられてしまつたことに對する民族的な憤りにこそ、五四運動のそもそもの發端があつたという事實を、否定しているものはない。山東主權の回收という民族的課題が五四運動の動機であつたことは、まぎれもなく「通説」そのものである。

したがつて、「通説」を否定して、まったく新しい五四運動の「實像」を提示しようという筆者たちの意氣込みからすれば、五四運動の動機になつた課題を指摘しただけの段階で、性急に五四運動の性格をきめてかかるのではなく、五四運動の展開過程をもじっくり分析したうえで、その性格を議論すべきであると、評者は考えるのだが、筆者たちはどうも、動機となつた課題だけで、運動の性格を判斷できるとの見解をおもちのようである。

さもなければ、筭原氏の論文のように、「パリ和會に對する山東主權回收運動の前半期の検討を通して後半期の五・四運動を再検討することを目的」（八五頁）とするという、歴史學の見地からして奇妙としかいようなモチーフの論文が、どうして執筆可能であらうか。⁽³⁾つまり筭原氏の論文は、一九一八年十一月から一九一三年三月までの時期を検討するだけで、一九一五年六月の五四運動そのもの

の分析をまつまでもなく、五四運動の性格を豫見できるとの確信にもとづいて執筆されているのである。それは、山東主權回收を課題とする運動である以上、前半期であれ後半期であれ、運動の質にはまったく變化がないとの大前提があつてはじめてなりたつ推論である。このような「豫言者的な」方法が、はたして「實證主義」を標榜する歴史家になじむものなのであろうか。

筆者たちのとつた方法は、五四運動の意義を、「山東主權回收」という第一次大戦期における中國の民族的課題の一つの中に解消させ、そこから演繹的に五四運動の「基本性格」なるものを推斷しているものである。これが筆者たちのとなえる「實證」の實質なのである。

第二の問題點は、「史實に迫る新たな五・四運動史像」においては、五四運動ははじめからおわりまで等質で、その展開過程の中で質的變化がおこることはありえないとの見解が支配的になっていること、しかもその結果として、一九一九年五月六月の五四運動は、一貫して反政府的でもなければ反帝國主義的でもなく、ただ日本と安徽派だけに反對する、北京政府も一體となつた全國民的な民族運動であつたと斷定されていることである。

齊藤氏は、「山東主權回收運動のピークたる五・四運動（五月六月）においては、實態的には『反軍閥』でもなければ、『反政府』でもなかった」（一九八頁）という。五月四日の北京學生運動が、北京政府ではなく、おもに日本とその走狗とみなされた賣國三官僚をターゲットにしていたのは、周知のとおりである。齊藤氏はさらに、五月七日附『晨報』所載の、北京學生の徐世昌大總統への上書の中に「わが大總統は光明正大」なる一句があることを根據にして

學生たちが反政府的でなかったことを念押ししている（二〇頁）。上書にもちいられている修辭的文言を根據にする「實證」方法には疑問なしとしないが、五四運動がすべりだしは反政府的様相をおびていなかったことは、大方の一致する見方であらう。見解の相違が生ずるのは、そのあとである。

齊藤氏自身も述べているように、五月十九日からはじまつた北京の「學生ゼネ・スト」を契機に、北京政府は運動の取締りをつよめ、二十一日には「北京は完全に軍事管制下に置かれ」（一九六頁）るにいたつた。そしてついに六月三日の大彈壓（六三運動）へと局面は急展開していくわけであるが、このような緊迫した對峙局面をむかえても、學生たちはなお北京政府と「一致しうる」立場で、運動にとりくんでいたのであろうか。

六月三日以降の北京學生運動を、ほとんど『晨報』の記事だけを手がかりにして、日誌風におつていくことで、齊藤氏はこの問題の解答にあてている。第一に、六月七日中央公園における國民大會の六大スローガンの中にも、また六月二十七日ベルサイユ講和條約調印拒否を要求する請願團が總統府におしかけた際の四大要求の中にも、反政府的な項目がないこと、第二に、軍警によつて北京大學に拘留されていた學生たちが、軍警の撤收後、六月八日各自の學校へ歸還するに際し、「中華民國萬歲、中國學界萬歲、北京大學萬歲」とさげんだこと、等々の出來事を羅列したのち、再三「ここに至つても運動は反政府化していない」（一九八頁）との斷定をくりかえしている。齊藤氏にしてみれば、地元の北京で發行されていた『晨報』という原典資料のどこにも、反政府的傾向をしめす記事はまったく見當らず、それどころか軍警にうらみをもっているはずの被拘

留學生たちでさえ、「中華民國萬歲」をさげんでいるのだから、六三運動以降でも、運動が反政府化していないのは明白だということかも知れない。

まず第一の論據についていえば、運動の中ででてるスローガンなり要求なりが、つねに運動の最大限綱領を呈示しているとはかぎらないということは、齊藤氏自身も別のところでふれておられる。したがって、六三運動以後のスローガン、要求だけは、特別で、運動の最大限綱領までふくまれているのだということを、きつちりと論證したうえでないかぎり、齊藤氏自身の論法からしてもこれらを反政府的でないかの判断材料にすることはできないはずである。

第二の論據である「中華民國萬歲」というシュプレヒコールについても、齊藤氏は、中華民國とは北京政府のことと頭からきわめてかかっておられるようだが、はたしてそうであらうか。たしかに、當時、中華民國の正式政府として國際的に承認されていたのは北京政府だけであるが、辛亥革命から五四時期までの歴史をいささかでも緋いたことのある人なら、「中華民國」というこのことばに、いかなるニュアンスがこめられていたかは、ご存知のはずである。六三運動以降さげられた「中華民國萬歲」は、まぎれもなく「北京政府萬歲」の意味であるということ論證しないかぎり、これまた論據とはなりえないばかりか、場合によっては反證にすらなるおそれがある。

これら二點はまだしも、「實證」という點でより根本的な問題は、「晨報」という新聞だけを資料にして、その字面に反政府的なことばがないことを確認して、それで事たりとしている論證方法である。周知のように、五月二十三日北京政府は、學生たちの『五

七』日刊を發禁處分にし、『晨報』『國民公報』などの一般新聞に對しても、警官を派遣して檢閲をはじめ、七月七日まで一カ月半にわたって言論彈壓を續けた。このことは、齊藤氏自身も、きわめて不正確な⁽³⁾が、檢閲の事實だけは確認している。

だとすれば、『晨報』は北京政府の完全な監視下にあつたわけ⁽⁴⁾で、その『晨報』に反政府的な記事を求めるのは、それこそ虎と皮を謀るようなものである。そのことがわかつていながら、齊藤氏はなぜ『晨報』ばかりにこだわって、反政府的でなかったことの論證をこころみるのであらうか。

五四運動を山東主權回收運動という、北京政府も一體となつた全國民的な民族運動の一部分と梓づけ、その劃期性を否定するためには、五四運動に反政府的な傾向をみとめるのが不都合なことは、評者にも理解できる。しかし、筆者たちは「通説」を批判する段階で、運動の意義づけよりは、まず實態解明を優先させる立場を表明したはずである。もしその立場をつらぬくとすれば、自からのつくれた梓組にしばられる前に、まずは五四運動の推移を史實に即しておつてみるべきではないだらうか。

誤解のないように明言しておくが、評者は五四運動は一貫して反政府的な運動ではなかつたとみなす齊藤氏の見解に反對しているのであつて、五四運動は最初から最後まで反政府的な運動であつたと主張しているわけではない。そもそも、齊藤氏のこころみているような機械的、平板的な二者擇一の議論は、五四運動の性格を分析する際には、ほとんど無意味であると考えている。

まぎれもなく、五四運動はバリ講和會議のゆくえに亡國の危機を察知した學生たちの愛國心が導火線になつてゐる。五月四日の趙家

樓焼打ち事件に象徴されるように、學生たちの怒りはまず賣國三官僚に集中した。しかし、五四事件を起爆剤に、賣國官僚の懲罰、講和條約調印拒否を求める聲が全國に廣まると、北京政府は運動の取締りにのりだす。學生たちの要求を無視して賣國官僚を庇護するばかりか、運動が高揚してくると、大量の軍警をくりだして學生たちの彈壓にかかる。その頂點に六三運動があった。當然の要求が武力によって壓殺されようとしたとき、學生たちの意識に變化はおこらなかったであろうか。賣國三官僚にすべての憎惡をむけていた學生たちの感性認識は、北京政府の對應をつぶさに體驗していく過程で、やがて賣國三官僚をうみだす母體となった軍閥政治そのものに對する批判へと、深化しはしなかったであろうか。

このような可能性を、齊藤氏は檢閲下にあった『晨報』の字面にその兆しがないとして否定しきっているわけであるが、『晨報』にこだわらなければ、そのうらづけをみいだすことは、さほど困難ではない。北京政府の報道管制がはじまった後でも、たとえば、五月二十八日のアメリカ系英字紙『チャイナプレス』(大陸報)は、同紙北京通信員が北京學生聯合會の某會員にインタビューした内容を傳えている。六月二日附『民國日報』(この新聞は齊藤氏もほかのところでは利用している)の轉載・翻譯によると、今回の運動における趣旨の一つは、「政治に對して注意を加えるよう、各界の人民(郷農から苦力まで)を喚起することである」とし、目下のところ中國の政權をにぎっているのは、「専ら政治を職業とする」少數の人々で、かれらは私腹をこやすことしか考えていないから、このままでは、中國の政治は永遠に改良の望みがない。「これらの政客を打倒して、人民の優秀な分子が政事を管理しなければならぬ」

と、某會員はかたつたという。これが學聯全體を代表する意見でないことは、いうまでもない。しかし、このような意見を内部にはらみながら、運動は爆發的高揚へとむかつていったのである。有名な「北京市民宣言」の中にもりこまれた「直接行動による根本改造」という主張も、けつして陳獨秀ら一部の急進的な文化人のうきあがった議論ではなかったことがわかる。⁽⁶⁾

北京にかぎっても、齊藤氏の斷定をくつがえす反證にはことかないが、まして五四運動における最高の運動形態をうみだした上海に眼を轉ずれば、いたるところに「反證をみいだせる。ほかの材料をもちだすまでもなく、本書の中でも、末次瑤子氏は國民黨員孫洪伊が五四運動の中で「平民の革命」の展望をいだくにいたつた経緯を紹介した(三二二頁)のち、國民大會の告示から「この度の罷市は、北京賣國政府に對するものである」という一句を引用し、「國民黨系は自分らのヘモゲニーのもとに勞働者が、反日・反政府運動に参加することを歡迎した」(三二三頁)と敘述している。この指摘は、齊藤氏の斷定とどう「まとまりのあるもの」になるのであるうか。

ともあれ、反日民族運動として勃發した北京の學生運動が、北京政府との遭遇戰を通して、運動主體に軍閥政治の本質を認識させ、少數の政客ににぎられていた政權を民衆の手にとりもどすべく軍閥政治にかわる政治形態を模索させはじめた、この運動の深化の過程にこそ、五四運動の劃期性をとく一つの鍵があると、評者は考えている。

筆者たちのいまひとつの主張である、五四運動は一貫して反帝國主義的ではなく、反日的でしかなかったという二者擇一の見解につ

いても、同じ批判があてはまる。齊藤氏は五月四日、東交民巷でアメリカ公使館に提出された「北京高等以上學生一萬一五〇〇人」のアメリカ公使あて請願書に「大アメリカ萬歳」など親米的な文言があること（一八頁）を根據に、五四運動が親米、反日の性格をおびていたと主張する。くりかえし指摘してきたように、問題の性質からいって、學生たちの怒りがまず日本に向けられていたことはたしかだし、當時の中國の知識人に濃厚な親米感情が存在したことも事實である。だが、五四運動は徹頭徹尾、反日だけの運動だったという命題を證明するのであれば、五月四日の状況だけでなく、その後の運動の展開、とりわけこの問題を考える際の焦點になると思われる上海の三罷闘争についても、検討をくわえる必要があるはずである。ところが、上海の三罷闘争は、「紙數の關係上」（xi頁）最初から分析對象から除外され、北京での展開すら、この問題については五月四日のこと以外、まったく言及がない。反日ではじまった運動は、反日だけでおわるはずだという筆者の豫見だけが、いまのところこの主張の根據なのである。したがって、反帝國主義の問題については、筆者たちが豫見ではなく實證研究を呈示される時まで、ペンディングにしておかざるをえない。

ともあれ資料批判の手續きをおこたつたまま、資料の字面だけをなぞる作業のくりかえしによって、自からの立論に都合のよい記述のみを羅列し、自からの枠組にあわせて史實を機械的、平板的に裁断していくのが、筆者たちのとなえる「實證」の、いまひとつの實質なのである。

以上、二點にわたって筆者たちの「實證」の質と、そこからみちびきだされた「史實に迫る新たな五・四運動史像」の實態を批判的

に検討した。最後にもう一點、先行の研究に對する筆者たちの姿勢についても、いささか苦言を呈しておきたい。既述のように、筆者たちは五四運動研究の過去の業績を「ほとんど歴史學とは言いえない水準にとどまっていた」と總括している。過去の業績を、どのようにに總括しようと、それは各研究者の自由である。ただその際、求められる最低限のルールがやはりいくつかはあると、評者は思う。ただ一つだけあげるとすれば、あまりにも當然のことであるが、過去の業績を正確に理解したうえで、しかるのちに判定をくだすべきだ、ということであろう。

たとえば、山東主權回收運動の前半期における北京政權の動向を分析した筈原論文は、從來の研究は「北京政府をバリ和會に對して無爲無策であつた賣國政府、あるいは、段祺瑞・安徽派が支配する親日・軍閥政府と單純に把えていた」（一〇九頁）ときめつけたうえで、自からの論文の獨自性を主張している。はたして、過去の研究はすべて、筈原氏のきめつけるようなかたちで、北京政府をとらえていたであらうか。筈原氏が目にしていないはずの過去の業績を一つだけとりあげてみよう。狹間直樹『五四運動研究序説』——『五四運動の研究』第一函 同朋舎 一九八二年三月刊所収（以後『序説』と略稱）は筈原氏が日本における「通説的な五四運動論の代表格とみなして批判をこころみている對象であるから、當然、熟讀されたはずである。

ところが、『序説』の中には、北京政府を段祺瑞・安徽派が支配する親日・軍閥政府と「單純に」とらえている部分など、一カ所としてみあたらない。それどころかまったく逆に、「五四運動の過程を諸階級の對立抗爭史として分析」（『序説』七頁）する視點から、

わざわざ第一章で二十數頁を費して、五四運動をむかえるまでの北京政府の權力構造を詳細に分析し、徐世昌の大總統就任以後の北京政權は徐世昌を傀儡にして實權を保持しようとする段祺瑞派・安徽派と、その擁立をうけながら「相對的に自立」（『序説』二八頁）して、自からのヘゲモニーを確立しようとする徐世昌派、さらに反安徽派の直隸派もからんで、複雑な勢力バランスのうえに成立していたことを、軍事、財政、外交の面にまで眼をくばりながら明らかにしている。しかも北京政府のこのような權力構造が、五四運動の過程で、いかなる作用を及ぼし、またいかなる變動をへることになったかを、ひきつづき第二章、第三章で執拗に追求しつづけている。北京政府の複雑な權力構造と五四運動の劇的な展開を有機的に結びつけて分析することこそ、『序説』のライトモチーフにはかならないとみてとれる。それでもなおかつ、『序説』は北京政府を「單純に」段祺瑞・安徽派の親日・軍閥政府ととらえていると判斷するとすれば、笠原氏は自らが批判をいどんでいる對象の内容すらまともに理解しえてないことになる。

先行業績に對する筆者たちの挑戦は、笠原氏のような先行業績に對する曲解あるいは誤解ばかりでなく、先行業績に對する無知ないしは無視によってもささえられていようである。

齊藤氏は五四運動時期の重要な學生團體として北京大學平民教育講演團をとりあげている。その中で、一六八頁から一七九頁まで無慮一二頁をついやして、最近復刻された『北京大學日刊』という資料の中から日附順にこの講演團の講演題目と講演者名をぬきだして羅列している（もちろん講演題目は日本語譯がしてある）。原資料の羅列というこの作業によって、齊藤氏が説得的にあきらかにしえ

たことは、評者のみるところ山東問題をあつかった演題が五四運動以前にはほとんどなく、五四運動勃發以後めじろおしにでてくるという一事だけである。

たしかに、五四運動以前と以後で演題が一變するというのは、注目すべき指摘ではある。もしそれが齊藤氏のオリジナルな指摘であるとするれば、たつぷりとスペースをとって論證をこころみるのも無意味ではないかもしれない。しかし、齊藤氏は一切ふれていない（意識的か無意識的かは、いまはとわない）が、同様の指摘は、『序説』三九頁に、簡潔かつ的確にすでになされているのである。

既述のように、上海の三罷闘争という五四運動研究の鍵になる事柄さえ、『紙數の關係上』割愛せざるをえないほどスペースが不足している本書において、先行論文がすでにあきらかにしている事實を、なぜ一二頁もの貴重なスペースを浪費して原資料の羅列というもつともプリミティブな「實證」方法で、事あらたに指摘しなればならなかったのか、評者は理解に苦しむ。しかも、『北京大學日刊』は、復刻されたおかげで、われわれ外國人も容易に参照できるようになっている。よしんば『北京大學日刊』がなくても、齊藤氏の羅列した講演題目は、張允侯等編『五四時期的社團』（三聯書店一九七九年四月刊）の『北京大學平民教育講演團』という部分に、まとめて收録されている。この資料集なら、いやしくも五四運動に關心をもつ研究者で、手元においていない人はおそらくあるまい。いずれにしても、先行業績に對する無知あるいは無視がうみだした紙幅の浪費以外のなにものでもない。また、笠原氏は、陸徵祥がパリ講和會議に赴く前に來日した際、内田外相との會談で日本側の山東問題に關する方針に同意させられたとする池井優氏の見解

（「山東問題、五四運動をめぐる日中關係」——『法學研究』第四三卷第一號 一九七〇年一月）を批判し、「陸外交總長が内田外相に與えた『同意』なるものは、兩國間の合意事項として效力を期待できるとする条件はなかったのである」（二二頁）と自説を述べている。しかし、この内田・陸の「合意成立」問題については、すでに本書刊行の十年も前に、藤本博士「パリ講和會議と日本・中國——『人種案』と日使恫喝事件——」（『史料』第五九卷第六號 一九七六年十一月）が眞正面からとりあげ、「合意成立」が内田外相のマヌーバーであつたことを論證したうえで、「内田外相の狡智は現代の多くの日本の外交史家の目をも欺き、『パリ會議が實際に開催されるまで、日本は中國側が反對するとは豫想だにできなかった』というような見解を可能としているのである」（七八～七九頁）との深い洞察をのこしているのである。にもかかわらず筈原氏は、意識的かどうかはわからないが、藤本氏のこの指摘について一言半句も言及していない。過去の業績との格闘のくりかえしという営みの中からのみ、眞に創造的で新しい歴史像の構築も可能になるものと評者は理解しているが、筈原、齊藤兩氏は先行業績を「ほとんど歴史學とは言いえない水準」ときりすてて、その営みを拒絶してしまつてゐるとしか思えない。

以上みてきたように、本書は「通説的な」五四運動史像にかかわる「史實に迫る新たな五・四運動史像」を「實證的な」研究によつて構築しようとする意欲的な動機から編まれたわけであるが、實際にえられた果實は、事志とことなり、「實態解明よりも意義づけが先行しがち」という批判がそのままかへつてきても仕方のないような面が多々みうけられる。すなわち、山東主權回收という當時の民族

的課題の中に、五四運動の「基本性格」を解消させ、その枠組から演繹的に、五四運動は一貫して、反帝國主義的ではなく反日だけであり、反政府的ではなく北京政府も一體となつた全國民的な主權回收運動であつたと思ひつけ、五四運動のダイナミックな展開過程にはかたく目をつぶつたままその劃期性を全面的に否定しようというのが、本書のえがきだした「新たな五・四運動史像」にはかならない。しかも、その論證の方法は、「實證的な」五四運動研究のバイオニアを自任しているわりには、豫言者的推斷、論證ぬきの斷定、問題解決の鍵となる研究對象の分析回避、資料批判の缺如、先行業績の無視、等々、實證主義とはほどとおいものといわざるをえない。

問題點はなお多いとはいへ、多數の研究者を組織して研究會を運営され、このような報告論集をまとめあげられた筆者たちの努力に對しては、深甚の敬意を表するとともに、近い將來に筆者たちの意圖を十分に實現した成果をあげられるよう、期待してやまない。

註

（１）本書は五・四運動研究會にとつては、その成立の發端となつた『講座中國近現代史』第四卷「五・四運動」（東京大學出版會 一九七八年七月刊）、中間報告である中央大學人文科學研究所『人文研紀要』第二號（一九八三年七月）に續く、三つ目の成果ということになる。

（２）論評の及ばないほかの章の筆者の方々には、本書評の趣旨をご理解のうえ、ご容赦いただきたい。なお本書の書評としては、片岡一忠『東方』第六十九號 一九八六年十二月、

山田辰雄（『季刊中國研究』一九八七年七月號）、金子肇・笹川裕史・曾田三郎（『歴史學研究』一九八七年十月號）各氏のものがある。紹介は後藤延子（中央大學『學員時報』一九八六年五月二十五日）、横山宏章（『週刊讀書人』一九八六年七月二十一日）兩氏のものがある。

(3) この点については、山田辰雄氏の書評も、別の角度から批判している。

(4) 齊藤氏は、「賣國三官僚の懲罰」、「講和條約調印拒否」という五四運動における二大要求は副次的なもので、「五・四運動（一九一九年五一六月）の主目標はあくまで山東主權回復にある」（六頁）と述べている。

(5) 「五月二七日『晨報』は「本報特別啓事」において、本月二三日夜八時、京師警察廳からの通達があり、以後の新聞原稿はすべて、檢閲の上、掲載されることになった、と傳えている」（一九七頁。圈點は評者）と齊藤氏は述べているが、特別啓事は五月二十四日から七月七日まで『晨報』紙上にはほぼ毎日掲載され、七月八日に檢閲解除の啓事がでる。またたんなる「通達」ではなく、警官が檢閲のため直接派遣されてきたと啓事には記されている。

(6) 五四運動は反政府的でもなければ、反帝國主義的でもなかったと主張する筆者たちにとって、李大釗、陳獨秀ら新文化運動を唱導した急進的な文化人の反帝國主義的、反軍閥的な言論を、五四運動の展開ときりはなして論じる方が、都合のよいことはたしかである。しかし、ここに一端を示したように、陳獨秀、李大釗らは、時代の流れから超越した抽象論を

かたっていたわけではなく、まさに時代の流れから思想の糧をくみとつてもいたのである。パリ講和會議を列強の「分贓會議」（盗品分捕會議）とみぬき、帝國主義の支配する世界を「強盜世界」と喝破したこれらの議論にしても、同じことがいえる。かれらの反軍閥的、反帝國主義的な言論を、五四運動の展開ときりはなして論じることはできない。なお、五四運動と新文化運動を一體としてみるべきではないという議論は、筆者たちの發明ではなく、呂實強「五四愛國運動的發生——從歷史背景到立即因素」——汪榮祖編『五四研究論文集』聯經出版事業公司 民國六十八年五月刊所收にあるが、筆者たちは注記していない。

(7) 以上と同じような趣旨のことを、一九八七年七月二十五日、中央大學で開催された「五四運動研究シンポジウム」において申しあげたところ、齊藤氏は、「日中軍事協定反對運動から五四運動に至る人物的な流れをどう捉えていくか」ということを明らかにしたいといういまひとつの目的もあつて、「かなりスペースをとった」と釋明されたが、評者には原資料の羅列で人物的な流れが説得的に明らかにされているとは思えない。講演題目の變化、人物的な流れ、いずれの問題も、貴重な紙幅を費やして原資料のすべてを羅列しなければ「實證」できないような問題ではない。そもそも、狭間論文の指摘を無視した理由については、齊藤氏は何一つこたえられなかった。

(8) 以上の批判も、シンポジウムで提示したが、笠原氏は「わたしはべつに藤本先生の論文を知らなかったわけではなく、

論文の注記にも紹介してあります」と、問題のすりかえとも思えるこたえをされた。評者が問題にしているのは、論文の冒頭における學說整理の段階で藤本論文を列挙したかどうかではなく、はかならぬ内田・陸の「合意成立」問題に關して、池井優氏の見解を批判した藤本論文の指摘を、なぜ明示しなかったのかをとうているのである。笠原氏は、「陸徴祥問題に對する捉え方が藤本先生と異なっているので、私の分析で書いたわけです」とも辯明された。「私の分析で書いていただくのは結構だが、そのためにも先行論文の指摘を明示して、どこまでが先行業績のすでに解明した點で、どこからが「私の分析」であるかを明確にしておくべきであらう。

(9) そのほか、「花工夫」を「工夫をし」(一七二頁)、「求學」を「學を求める」(二〇三頁)とするなどの誤譯、「北京市民宣言」が上海で散布された(二二頁)とする事實誤

認、一九一九年四月二十一日の外交調査委員會における伊東已代治の發言を、「中國全權の顧維鈞が日中協約を無視して青島の直接還付を主張したことに對し、北京政府に詰問し、顧維鈞等を戒飭することを約束させたものの、結局は雲煙過眼に附し去られ云々」(一三二頁)と、あたかも日本側が北京政府から顧維鈞らの戒飭の約束をとりつけながら、うやむやにされてしまったかのように解釋している誤讀(實際は牧野全權の訓令があつたにもかかわらず、日本側が北京政府との交渉において肝腎の問題を雲煙過眼に附し去つたことを伊東が批難している發言)、等々實證主義に反する例は枚舉にいとまないが、煩雜にわたるので一々は指摘しない。

一九八六年三月 東京 中央大學出版部

A5判 五六一頁 四五〇〇圓